

育英制度に関する意見書

天野 477

昭和二十四年一月三十一日 育英制度調査會議長 天野貞祐 殿

答第十一回育英制度調査會議置せられ、大日本育英會事業を中心とした本制度に関する各般の事項に付々意見を徵せられたが、本会は國家社會の現状に鑑み極めて重要な事項と考へ、本日到るまで各種の項目について鋭意研究論議を盡した結果、育英會としては左記事項に付き階段の工夫と努力とを以てこれを實行に移さずとも既に意見書を提出する。

記

一、奨學生採用要件

現下の國狀に於ては學費その希望する學費等は極めて課題的狀態に處し、二水に對しては國及び公共團体が奖学の施設を講ずるものと考へ、大日本育英會としてはその目的に照らし左の如き方針により奨學生の方法を講ずべきである。

→ 奨學生採用のためには優秀性をその要件の一つとすること。

(二) 新制高等學校以上の學校在學者は既に相場の選考を経て入學し得るであるから、概ね優秀性の要件を充すものと考へらる。

(三) 後つて前号に該當する者往々之を修學困難の者にて、其の全額を採用するものと見て車業の計画を樹立すべきである。然し資金の面に於て不可免の場合に以て、現行方法の下に優秀性判定のために一定の基準を設けたる採用者を選考することには止むを得ぬが、その基準の定め方及び運用に付ては、經濟的困難者を能う段り廣く採用し得る手方に考慮する必要がある。

二、奨学金

大日本育英會創設當初は所要資金の金額を算定しておらずあるが、後づ後經濟事情の變化に伴ひ漸次左の方針を維持することが不可能になつた。又現在於ては學資金等の制度をなく、返還金額等も極めて限らしく場合のみを有す。依つて現下の情勢をう取て左の如き方法を講ずることが妥当である。

(一) 現行目額不生來得る限り學資金長短所差額の金額を相應して正しく充實すること。

(二) 奨学金の返還に際しては現行免除の規定を以てせず、半人減免の規定を以て一定制

限の下に返還不能と認めらる場合又入四類五類等の如き特別の場合についても免除不得するようすること。

(三) 原則として貸典制度を可とするも、特に優秀才者に対しては将来給費制度を併せ認める途を聞くこと。

三、奨学生採用の範囲

大日本育英会としては義務教育修了以上の書簡通年制の学校につけてその学徒を対象として事業を行うことに主力を注ぐべしであるが、學徒修業の塊塊に鑑み、更に夜間授業を行ふ学校、新制中學校、定時制高等学校の學徒及び通信教育を受ける學徒をも一定の條件の下に例外として高業の対象とする必要がある。

四、特別奨学生

現在の状況よりすれば奨学生であつても、育英会より受けた貸費の外別に内職等によつて何等かの收入を得付ければ勉學を續けることは出来ぬい実情であつて、専心勉學することは不可能の状況である。かくては我が國學術の將來日本に衷心に懸えり。依つて大日本育英会にて次の方法を講ずる必要がある。

(一) 學術研究に適する特に優秀な學徒に対しては特別額の奨学金を發与し、勉學に専念し得るの途を開くこと。

(二) 右の奨学生に対しては奨学金の一部又は全部につき返還免除の措置を講ずること。

五、教員養成に関する特別施設

小中學校に於ける教員の不足及びその素質低下の現狀に照じ、義務教育に從事する教員養成の極めて重大なるに鑑み、ニホンに從事する教員養成諸學校在學者及び一般學校在學者中の教員志望者に対して、大日本育英会は広く左の如き特別の奨學方法を講ずる必要がある。

(一) 採用基準に付ては特別の考慮をはらうこと。

(二) 学校卒業後義務教育に從事中の期間は返還を猶豫すること。

(三) 教員として勤務年数が一定期間に達した者は付ては返還を免除すること。

(四) 右一定期間に達せずして退職した場合には、その勤務年限に応じて一部の返還を免除し残額に付ては返還を開始させること。

(五) 本事業を行つたために必要とする経費は一般奨学生に要する経費とニホンを分別し、本事業を行つたのに一般奨学生採用に影響を及ぼさぬようにすること。

六、其他の業務

学生生活困難の現状並に日本學術の將來に鑑み、大日本育英会は次又左の如き方針を講ずる必要がある。

- (一) 学生生活の所要経費を軽減する目的を以て、學徒に対する厚生布施を併せ行うこと。
奨學生に対する保健施設、寄宿寮建設等は其の例である。
- (二) 一般貸費制度並く不學徒全般に対する不時入賞に應するため、臨時資金貸付の制度を設けること。
- (三) 特に優秀な學徒の海外留學に対しても奨学の方途を講ずること。

- (四) 各部に安する経費に付ても政府豫算を支出し得る途を拓くと共に、広く寄附金の募集を行ふ等、別に二本を獲得する方法を併せ講ずること。

奨學生感謝献金運動

奨學生が卒業の際に於ては國家社会の恩恵を感謝する意味に於て、進入で育英会卒業に対する

献金する気風を馴致し、会は志願金を積立て舎の目的達成上有力に二本を活用するの計

画を樹てること。

八、育英事業資金

現下の狀勢よりして育英事業はこれより拡充する必要あるに鑑み、事業遂行に要する資金は現行の如く國家豫算に依るの外、別途に二本を獲得するための如き方法を講ずる必要がある。

- (一) 全國の學生生徒を主たる対象とする比較的低廉の掛式貯金制度(仮称育英貯金)を創設し、これによつて得たる資金の融資を受け、事業費に充当し得る途を講ずること。
- (二) 賃生年金、簡易保険積立金等の卒業資金として直接利用し得るよう各方面に努力すること。